

沖縄県離婚前後親支援モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費（以下「公正証書等作成経費」という。）及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（以下「養育費保証契約締結経費」という。）について、経費の一部を助成することにより、養育費の継続した履行を確保し、母子家庭又は父子家庭で育つ子どもの生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という）第6条第1項に定める配偶者のない者で、現に児童を扶養している女子、又は婚姻の解消のため配偶者と世帯を別にする者で、現に児童を扶養している女子
- (2) 父子家庭の父 法第6条第2項に定める配偶者のない者で、現に児童を扶養している男子、又は婚姻の解消のため配偶者と世帯を別にする者で、現に児童を扶養している男子
- (3) 児童 二十歳に満たない者をいう。
- (4) 債務名義 強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判調書等をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、沖縄県内に居住し、交付申請時において母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める受給要件の全てを満たすものとする。

- (1) 公正証書等作成経費
 - ア 養育費の取決めに係る経費を負担した者
 - イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
 - ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
 - エ 過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書に係る助成金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていない者
- (2) 養育費保証契約締結経費
 - ア 養育費の取決めに係る債務名義を有している者

- イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ウ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- エ 過去に養育費保証契約に係る助成金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていない者（前号の経費を除く。）

（助成対象経費及び助成額）

第4条 助成対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 公正証書等作成経費 養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定める公証人が受ける手数料（養育費の取決めに係る部分に限る。）、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る。）、戸籍謄本等添付書類取得費用、その他知事が必要と認める費用
 - (2) 養育費保証契約締結経費 養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費、その他知事が必要と認める費用
- 2 助成額は、前項第1号及び第2号の経費ごとに、交付対象者一人当たり5万円を上限とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成した日（令和4年4月1日以後の日に限る。）又は養育費保証契約を締結した日（令和4年4月1日以後の日に限る。）の翌日から6か月以内に、沖縄離婚前後親支援モデル事業助成申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公正証書等作成経費

- ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（申請日から1か月以内に交付されたもの）
- イ 世帯全員の住民票の写し（申請日から1か月以内に交付されたもの）
- ウ 助成対象となる経費の領収書等（申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、ク

- レジット契約証明書)の写し
- エ 養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。)の写し
- オ その他知事が必要と認めるもの
- (2) 養育費保証契約締結経費
 - ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本(申請日から1か月以内に交付されたもの)
 - イ 世帯全員の住民票の写し(申請日から1か月以内に交付されたもの)
 - ウ 助成対象となる経費の領収書等(申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書)の写し
 - エ 養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。)の写し
 - オ 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)の写し
 - カ その他知事が必要と認めるもの

(助成の決定)

- 第6条 知事は、助成の申請があったときは、当該申請に係る書類について速やかに審査し、助成が適当であると認めるときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、助成が不相当であると認めるときは、理由を付して、助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による通知を行った場合は、申請者に対し、沖縄離婚前後親支援モデル事業請求書(様式第4号)を提出させ、速やかに助成金を支払うものとする。

(審査に係る留意事項)

- 第8条 知事は、領収書等の写しに次の事項が記載されていることを確認するものとする。
- (1) 宛名
 - (2) 領収年月日

- (3) 領収金額
 - (4) 取引内容
 - (5) 領収者の住所、氏名及び領収印
- 2 知事は、養育費の取決めを交わした文書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、第2号については、公正証書に限る。
- (1) 養育費用の取決め
 - (2) 強制執行認諾約款
- 3 知事は、養育費保証契約書に次の事項が確認されていることを確認するものとする。
- (1) 保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること。
 - (2) 保証期間が1年以上であること。
 - (3) 養育費の取決めを交わした文書と次の事項において同じ内容が記載されていること。
 - ア 養育費権利者
 - イ 養育費支払義務者
 - ウ 養育費対象子

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、申請者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費権利者の責によらない場合を除く。）は、第6条第1項の規定による交付決定の全部または一部を取り消し、助成した額の全部または一部を返還させることができる。

(適用除外)

第10条 沖縄県内市町村において、公正証書等作成経費又は養育費保証契約締結経費について補助金等を交付している場合、当該市町村に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父については、この要綱による助成金は交付しない。ただし、当該補助金等が公正証書等作成経費又は養育費保証契約締結経費の一方のみを対象としている場合、他方について助成金を交付することは妨げない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。